# 医療機関における新型コロナウイルス感染管理ガイドライン (第1版)

## 中華人民共和国 国家衛生健康委員会弁公庁

2020年1月22日

新型コロナウイルスの感染予防と制御を今一歩推し進め、医療機構内の伝播リスクを最小限にするために、医療従事者の取るべき行動を規範化し、ここに本ガイドラインを制定する。

#### 一、基本方針

## (一) 緊急対策案と業務手順の制定

医療機関は、『医療機関における感染予防・制御推進強化に関する通知』(国衛弁医函[2019]480号)の内容を厳格に実行し、新型コロナウイルスの病原微生物学的特徴にもとづいて、感染源・感染経路・感染を受けやすい人(感受性のある宿主)、診療条件などを考慮し、発生察知警告システムを整備し、緊急対策案と業務手順を制定する。

#### (二) 全職員の教育

それぞれの職員の職責に対応した内容の研修を行なう。特に発熱外来、内科外来、小児科外来、救急科、ICU、呼吸器科病棟などリスクの高い診察科の医療従事者には重点的に研修を行なって、新型コロナウイルス感染の予防・制御に関する知識、方法、技術を習熟させ、早期発見、早期報告、早期隔離、早期診断、早期治療、早期制御を実現する。

#### (三) 医療従事者の防護

医療機関は規範に則って消毒、隔離、防護対策を行なう。規格を満たし、充足した数量の消毒用品、サージカルマスク、医療用防護マスク、ガウン、ゴーグルなどの防護物資を備蓄し、医療従事者の適切な個人防護を保障する。厳格に標準予防策

を実施した上で、飛沫感染・接触感染・空気感染の予防策を強化する。マスクの正 しい選択と着用、手指衛生が感染対策の基本である。

#### (四) 医療従事者の健康管理

医療機関は医療従事者の過度な疲労を避けるために職員の合理的配置と適切な勤務編成を実施する。栄養バランスのとれた食事を提供して医療従事者の免疫力を強化する。職責ごとの特徴やリスク評価の結果にもとづき、体温や呼吸器症状などの監視を含めた健康管理を行なう。さまざまな措置を通して、医療従事者が健康で医療サービスを提供できるようにする。

#### (五) 感染監視の強化

早期発生察知警告システムを実施し、感染予防・制御業務の監督・指導を強化して水面下のリスクを発見した場合はすみやかに改善する。新型コロナウイルス感染による肺炎の疑似患者・確定患者を確認したときは、関連する規定にもとづき直ちに報告するとともに2時間以内に上級機関に報告し、相応の対策・処置を実施する。

#### (六) 清潔保持と消毒管理

『病院における空気浄化管理規範』にしたがって、診療環境の換気を強化し、条件のある医療機関では空気消毒の実施や循環式空気消毒設備を設置する。『医療機関消毒技術規範』を厳格に執行し、診療環境(空気、物体の表面、床など)、医療機器、患者の使用物などの清潔保持と消毒を行なう。患者の気道分泌物・排泄物・嘔吐物の処理、終末消毒は厳格に実施する。

#### (七) 患者の受診管理の強化

医療機関は受診患者を適切に管理し、混雑をできる限り減らして院内感染のリスクを減少させる。新型コロナウイルス感染疑似患者・確定患者を確認した場合は、法にしたがい隔離や伝播制御の措置を取るとともに、患者の同伴者などの濃厚接触者には、医学観察とその他の必要な予防措置を実施する。対応できる診療体制がない場合は、患者をすみやかに治療可能な医療機関に移送して受診させる。

## (八) 患者教育の強化

医療機関は受診患者と同伴者に対して積極的に教育を行なう。新型コロナウイルスの予防知識を理解させ、正しい手洗いの方法、咳エチケット、医学観察・自宅隔離の方法等を指導する。

# (九) アウトブレイク管理の強化

医療機関における感染予防と制御に関する各管理制度を確実に実行し、アウトブレイクのリスクを最小限にする。早期察知のための警戒を強め、新型コロナウイルス感染の疑似アウトブレイクまたはアウトブレイクが発生した場合は、医療機関は規定にしたがって直ちに報告が必要である。同時に、関連するマニュアルや手順にもとづいて緊急対策を発動し、調査と処置を実行する。

## (十) 医療廃棄物管理の強化

新型コロナウイルス感染疑似患者・確定患者から発生した医療廃棄物は感染性 医療廃棄物として管理し、『医療廃棄物管理法』と『医療衛生機関医療廃棄物管理 方法』の規定を厳格に実行し、適正な処理を行う。

#### 二、重要部署の管理

#### (一)発熱外来

- 1. 発熱外来のレイアウト設計と業務手順は『病院隔離技術規範』などの規定にしたがう。
- 2. 観察室、救急処置室の換気を励行する。機械換気を行なう場合は、気流の方向は清潔側から汚染側に向かうように制御する。
- 3. 規格を満たし、充足した数量の個人防護具を配備し、発熱外来の出入口には速乾性擦式消毒薬などの手指衛生用品を設置する。

- 4. 医療従事者が診療業務を行なう際は標準予防策を実施する。サージカルマスクまたは医療用防護マスクを正しく着用し、着用の前後には手洗い、手指衛生を行なう。発熱外来と観察室への出入りの際は『医療従事者個人防護具着脱マニュアル』(添付資料を参照)の規定を厳格に実行して、防護具を正しく着脱する。
- 5. 医療従事者は新型コロナウィルス感染の疫学的特徴と臨床的特徴を把握し、診療規範にしたがって患者のスクリーニングを行い、疑似患者・確定患者は直ちに隔離措置を取るとともにすみやかに報告する。
- 6. 患者を移送後は、『医療機関消毒技術規範』にしたがって終末消毒を行なう。
- 7. 医療機関は患者と同伴者にマスクを提供し、正しい着用法を指導する。

## (二) 救急医療部

- 1. 予診トリアージ制度を確実に実施し、発熱患者には発熱外来を受診させる。重症患者の転院制度と救急治療緊急対策案を制定して、厳格に執行する。
- 2. 隔離区域を合理的に設置して、疑似患者・確定患者の即時隔離と治療を行なえるようにする。
- 3. 医療従事者は予防措置を厳格に実行し、個人防護と診療環境の管理を確実に 行なう。救急医療部で気管挿管など職業感染曝露リスクの高い診療行為を行なう場 合は、確定患者診療の防護原則に沿って予防措置を取るものとする。
- 4. 診療エリアは良好な換気を保ち、定時に清潔保持と消毒を行なう。
- 5. 待合エリアの設置など有効な措置を取り、人の密集を防止する。

#### (三)一般病棟•一般病室

- 1. 疑似患者・確定患者の隔離と治療のための緊急隔離病室を設置し、関連する業務制度と業務手順を制定するとともに、急性呼吸器感染症用の消毒、防護用品を十分配備する。
- 2. 病棟・病室内に疑似患者・確定患者が確認された場合には、緊急対策案と業務手順を発動し、規範にしたがってすみやかに有効な隔離、治療、移送を行なう。
- 3. 疑似患者・確定患者の診療や看護は担当者を決めて行ない、関係のない医療 従事者の出入りを制限し、面会は原則的に禁止する。条件があれば陰圧病室に収 容する。
- 4. 対応できる診療体制がない非指定医療機関では、患者をすみやかに隔離・治療のできる指定医療機関に移送する。移送待ちの間は有効な隔離・治療を行なう。
- 5. 患者を移送後は、『医療機関消毒技術規範』にしたがって患者の接触した環境の終末消毒を行なう。

#### (四) 新型コロナウイルス感染肺炎疑似患者・確定患者収容病棟・病室

- 1. レイアウト設計と業務手順は『病院隔離技術規範』などの規定にしたがい、規格 を満たした適切な数量の個人防護具を配備する。陰圧エリア・病室を設置する医療 機関では、相応の規範にしたがって原則的に管理する。
- 2. 疑似患者・確定患者はすみやかに隔離措置を取る。疑似患者と確定患者は別々に収容するべきである。疑似患者は個室で隔離を行うが、病原体検査で陽性が確定となった患者どうしは同じ病室に収容することができる。
- 3. 標準予防策を実施した上で、飛沫感染予防策、接触感染予防策、空気感染予防策などの措置をとる。具体的には以下のような措置をとるものとする。

- (1) 隔離病室の出入りにおいては『病院隔離技術規範』、『医療従事者個人防護具着脱マニュアル』を厳格に執行する。手指衛生と個人防護具着脱を正確に行なう。
- (2) 医療従事者個人防護具着脱の手順を制定する。フローチャートを制作し、着脱が確認できる鏡を用意する。感染防止技術に熟練した職員を配置して医療従事者の個人防護具着脱を監督し、汚染を防止する。
- (3) 疑似患者・確定患者に使用した聴診器、体温計、血圧計などの医療用具やケア用品は当該患者個人専用とする。個人専用とすることができない場合は、使用後に毎回規範に沿った洗浄・清拭、消毒を行なう。
- 4. 重症患者は重症監視・治療室または監視と救命の条件が整った病室に収容する。重症患者を収容する重症監視・治療室、監視と救命の条件が整った病室には、他の患者は収容しないものとする。
- 5. 面会制度は厳格にし、原則として付き添いは認めない。患者が危篤などの特別な事情でどうしても面会が必要な場合は、必ず規定にしたがって厳格に面会者の個人防護を実施する。
- 6. 『病院における空気浄化管理規範』の規定にしたがって空気の浄化を行なう。

#### 三、医療従事者の防護

- (一) 医療機関と医療従事者は標準予防策の確実な実施を強化し、診療エリア、病棟・病室の換気を管理する。『医療従事者手指衛生規範』を確実に実施して、サージカルマスク・医療用防護マスクを着用し、必要な時は、ゴム手袋を着用する。
- (二) 飛沫感染予防策、接触感染予防策、空気感染予防策を実施し、状況に応じて以下の防護策を取る。

- 1. 患者の血液、体液、分泌物、排泄物、嘔吐物、汚染物や汚染物品に触れる場合:清潔な手袋を着用し、手袋を脱いだ後に手を洗う。
- 2. 患者の血液、体液、分泌物等がかかるおそれがある場合: 医療用防護マスク、ゴーグル、湿性生体物質の浸透を防止するガウンを着用する。
- 3. 疑似患者・確定患者にエアロゾルが生じるおそれのある操作(気管挿管、非侵襲的換気、気管切開、心肺蘇生、挿管前の手動換気、気管支鏡検査等)を行なう場合:
- (1) 空気感染予防策を実施する。
- (2) 医療用防護マスクを着用し、フィットチェックを実施する。
- (3) ゴーグルやフェイスシールドなどで眼の防護を行なう。
- (4) 湿性生体物質の浸透を防止する長袖ガウンと手袋を着用する。
- (5) 操作は風通しの良い部屋で行なう。
- (6) 入室者は患者の看護やサポートに必要最小限の人数のみに制限する。
- (三) 医療従事者が使用する防護具は相応の国家標準に合格したものとする。
- (四) サージカルマスク、医療用防護マスク、ゴーグル、ガウン等の防護具が患者の 血液、体液、分泌物等で汚染された場合は、適時に交換する。
- (五) 防護具は正確に使用する。手袋着用の前には手を洗い、手袋やガウンを脱いだあとは直ちに流水で手を洗う。
- (六) 針刺し・切創防止措置を厳格に執行する。
- (七) 患者に使用した医療器械、器具は、『医療機関消毒技術規範』の要求にした がって洗浄・清拭及び消毒を行う。

#### 四、患者管理の強化

- (一) 疑似患者・確定患者は適時に隔離し、指定された標準通路を使って隔離エリアに誘導する。
- (二) 患者には病棟に入る前に病衣に着替えてもらい、私物や脱いだ衣類は集中 消毒処理をした後、医療機関が所定の場所に統一して保管する。
- (三) 患者に正しいマスクの選択と着用、咳エチケットと手指衛生の正確な実施を指導する。
- (四) 面会者、付き添い者の管理を強化する。
- (五) 隔離された患者の行動範囲は原則として隔離病室内に限定し、患者の移動 や病室の変更はできる限り少なくする。やむをえず隔離病室や隔離エリアを離れる 必要がある場合は、サージカルマスクを着用してもらうなどの相応の対策をして、他 の患者や環境への汚染を防止する。
- (六) 疑似患者・確定患者が退院、転院をする場合は、必ず清潔な衣類に着替えてから病院を出てもらう。『医療機関消毒技術規範』にしたがって患者が接触した環境の終末消毒を行なう。
- (七) 不幸にして疑似患者・確定患者がお亡くなりになった場合は、適時にご遺体に処理を行なう。処理の方法は、3000mg/Lの塩素系消毒剤または0.5%の過酢酸製剤に浸した綿球またはガーゼでご遺体の口、鼻、耳、肛門など全ての開口部に栓をし、ご遺体を二重の布で包み、二重の納体袋に収容するものとする。専用車両で指定の場所に搬送し、火葬する。患者が入院中に使用した私物は、消毒した後、家族の持ち帰りを許可する。

#### 添付資料

# 医療従事者個人防護具着脱マニュアル

## 一、隔離エリアに入る際の個人防護具の着用手順

- (一) 医療従事者は職員専用通路より清潔区域に入り、しつかりと手洗いを行った後、医療用防護マスク、ディスポーザブルキャップまたは布製キャップの順に着用し、業務用の靴と靴下に履き替え、条件があれば手術衣のズボンに着替える。
- (二) 潜在的汚染区域に入る前にはユニフォームを着用し、手の皮膚に損傷があるか、損傷がある疑いがある者は、手袋を着用してから潜在的汚染区域に入る。
- (三) 汚染区域に入る前にユニフォームから防護服またはガウンに着替え、ディスポーザブルキャップとサージカルマスクを再度重ねて着用し(キャップ、マスクは二重に着用する)、ゴーグル、手袋、靴カバーを着用する。

## 二、隔離エリアから出る際の個人防護具の脱衣手順

- (一) 汚染区域を離れる前には、手指衛生を行った後、ゴーグル、外側のサージカルマスク、ディスポーザブルキャップ、防護服またはガウン、靴カバー、手袋等の順に外し、それぞれ専用の容器に入れる。再度手指消毒を行なってから潜在的汚染区域に入り、ユニフォームに着替える。
- (二) 潜在的汚染区域を出て清潔区域に入る前には、まず手洗いと手指衛生を行ない、ユニフォームを脱ぎ、再度手洗いと手指衛生を行なう。
- (三) 清潔区域を出る前には、手洗いと手指衛生を行い、内側のキャップとマスクを 外す。シャワーを浴びて着替え、口腔、鼻腔、外耳道を清潔にする。
- (四) 患者と接触した後は、毎回直ちに手洗いと消毒を行う。

- (五) サージカルマスク、医療用防護マスク、防護服またはガウン等の防護具は、患者の血液、体液、分泌物などにより汚染された場合、直ちに交換する。
- (六) 退勤する前には職員個人の衛生処置を行ない、気道と粘膜の保護に注意する。

原題:医疗机构内新型冠状病毒感染预防与控制技术指南(第一版)

添付資料原題:医务人员穿脱防护用品的流程

中華人民共和国 国家衛生健康委員会弁公庁

2020年1月22日発行

日本語版 監訳 吉川淳子

翻訳 鄧婉、孟華川、楊明月

秋山陽子、勝又紀世美、キャハタヴァ潔、草野優、山田久志、吉川淳子